

## (仮称)阿武風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する町長意見

### 1 はじめに

本事業は、日立サステナブルエナジー株式会社が、床並山から白須山にかけての尾根筋に、最大で13基、最大出力約54,600kwの風力発電所を設置するものである。

これは、この地域の恵まれた風況を活用するものであり、地球温暖化防止に貢献する発電技術として期待され、地球環境の保全を図っていく上で、再生可能エネルギーを推進することは望ましいものである。

しかしながら、当町は極めて閑寂な土地であり、対象事業実施区域には自然が広がり、その周辺には住居もあることから、環境への影響も懸念される。

事業者には、この環境影響評価の手続きにおいて述べられた意見を尊重し、事業計画に反映するとともに、環境への影響を可能な限り、回避、低減することにより、地域住民の懸念を払拭することを求めるものである。

### 2 全般的事項

現在計画されている風力発電施設は、規模の大きなものであるため、専門家等の助言を得ながら、科学的根拠に基づく最新の知見に基づく調査、予測及び評価を実施すること。

特に、環境影響の予測にあたっては、できる限り定量的な手法を用いることとし、安全性の基準を満たしていたとしても、より安全を確保できる事業計画とすること。

また、これまで、環境影響評価法の手続きにおいて、令和2年7月からの計画段階配慮書の縦覧、同年10月には風力発電事業に関する住民説明会、令和3年1月からの環境影響評価方法書の縦覧、同年4月には方法書に関する住民説明会が開催されてきた。本事業に対しては、地元地域の維持発展の好機と捉える方々からの賛成意見があることや、自然、環境、健康与える影響を懸念される方々からの反対意見があることなど、様々な立場の方々の様々な意見があることを踏まえ、引き続き、事業者は、環境影響評価の手続きや事業の実施に関しては、地域住民や土地所有者等に対して、積極的な情報提供や丁寧な説明を行うとともに、地域住民の声にしっかり耳を傾け、十分な理解を得るように努めること。

なお、下記の個別事項については、代償措置を優先的に検討するのではなく、環境影響の回避、低減を優先的に検討し、環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電施設の配置の再検討等、事業計画の見直し等を行うこと。

### 3 個別事項

#### (1) 騒音及び低周波音

対象事業実施区域の周辺には最も近い住居までの距離が約0.75kmで、配慮が特に必要な施設までの最も近い距離は約2.7kmとなっている。風力発電機の稼働による騒音及び超低周波音の予測にあたっては、地域住民の生活に影響が及ぶことがないよう、最新の科学的知見及び同型機、同規模の先行事例の知見をもって影響を十分に調査、予測及び評価するとともに、畜産動物等への影響についても十分に調査、予測及び評価すること。

また、騒音及び低周波音の影響については、風力発電機の稼働後においても継続的な調査を実施すること。

#### (2) 風車の影等

対象事業実施区域の周辺には住居が存在していることから、風力発電機の稼働における風車の影及び反射光による周辺住民への生活に影響が及ぶことがないよう、十分に調査、予測及び評価を行い、影響が懸念される場合は、環境保全措置をすること。

#### (3) 水環境

対象事業実施区域は、床並山から白須山の山頂の尾根筋に広がり、区域内及びその周辺には複数の河川等が存在している。

また、対象事業実施区域は、自然由来の重金属類等が比較的検出されやすい地質となっている。

そのため、風力発電施設の造成等の施工による濁水によって河川等の水量や水質に影響を及ぼす懸念があることから、周辺住民への生活に影響が及ばないよう、平水時、降雨時及び豊水時も含め十分な調査、予測及び評価すること。

そのほか、工事の実施や風力発電施設の稼働後において地下水に影響を及ぼさないよう、十分な調査を実施すること。

#### (4) 動植物及び生態系

① 対象事業実施区域及びその周辺にはアブサンショウウオ等の希少生物が生息していることから、風力発電施設の造成等の施工による土砂や濁水によって動植物及び生態系に影響を及ぼさないよう、専門家等の助言を得ながら十分な調査、予測及び評価すること。

また、海域に生息している動植物については、アセスの対象となっていないが、造成等の施工による濁水によって影響が生じないよう、十分な調査を

行い、必要な措置を講ずること。

② 対象事業実施区域及びその周辺は、オオワシ、クマタカ、サシバ等の猛禽類やコウモリ類が生息している可能性があるほか、渡り鳥の渡りのルートとなっている可能性があるため、専門家からの指導や助言を踏まえた上で、鳥類及びコウモリ類の生息状況に関する適切な調査、予測及び評価を行い、影響が懸念される場合は、環境保全措置を講ずることにより、鳥類及びコウモリ類への影響を回避又は極力低減すること。

③ 対象事業実施区域の周辺には県レッドリストに記載されているミヤマウメモドキ群落が生息していることから、風力発電施設の造成等の施工による生育環境への影響を及ぼさないよう、専門家等の助言を得ながら十分な調査を実施すること。

また、現地調査を通じて、国や県のレッドデータブックに記載されているような希少な野生動植物が生息していることが判明した場合は、専門家等の助言及び指導を得ながら十分な調査を行い、その個体群と生息環境の保全のため、必要な措置を講ずること。

④ 造成等の工事や施設稼働による里山へのサル、イノシシ及び熊などの獣害の影響についても検討を行うこと。

## (5) 景観

対象事業実施区域は萩ジオパークのエリアであり、その周辺には、北長門海岸国定公園がある。風力発電施設が視認されることによって、圧迫感が生じることのないよう、風力発電機の形状、色、配置については、フォトモンタージュを作成し、垂直視野角、眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。

また、主要な眺望点以外についても、垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲の集落からの眺望について、フォトモンタージュを作成し、風力発電機が設置された際の景観予測を住民に十分に周知すること。

## (6) 地形及び地質

対象事業実施区域及びその周辺には、砂防指定地、崩壊土砂流出危険地区、土砂流出防備保安林、水源涵養保安林等があり、また、区域周辺には奈古断層がある可能性があることから、専門家等からの指導や助言を得ながら、十分な調査を行い、その結果、重大な災害リスクが生じる可能性がある場合は、事業計画を見直し、そのリスクを回避すること。

#### (7) 人と自然との触れ合いの活動の場

風力発電施設の資材等の輸送ルートと想定されている奈古港については、周辺に道の駅等の不特定多数の者が利用する施設が存在するため、工事用資材等の搬出入する際に環境影響を受けないよう、道の駅阿武町についても環境影響評価の項目として、十分な調査、予測及び評価を行うこと。

#### (8) 自然災害

対象事業実施区域及びその周辺は、火山性岩石の土質であることから、想定を超える豪雨や暴風により、風力発電設備の倒壊等、極めて危険な事態が起こる可能性もあるため、台風、豪雨、落雷等の自然災害に対する安全対策については、専門家からの指導及び助言を求めるなど十分な調査、予測及び評価を行うこと。

#### (9) 電波施設

対象事業実施区域及びその周辺には、防災行政無線施設を整備し、全戸に個別受信機を設置しており、地域住民への行政情報の伝達や災害時における情報伝達の手段となっていることから、電波障害を引き起こすことがないよう、専門家からの指導及び助言を得た上で、十分な調査、予測及び評価を行うこと。

また、放送電波施設、携帯電波施設等についても同様とすること。

#### (10) 工事

① 風力発電施設の造成や工事用道路の新設等にあたっては、土木工事が生じることから、環境への影響を及ぼさないよう、十分に調査、予測及び評価を行い、土地の改変については、極力最小限にすること。

また、雨量等を十分な調査、予測をした上で、工事や施設の稼働後における施設の敷地及び付属する道路等の排水計画を事前に定めておくこと。

② 造成等によって発生する残土には、自然由来の重金属等の有害物質が含まれている可能性もあるため、土壌成分や発生量を十分に調査し、その処分方法については、環境に影響を及ぼさないよう、予測及び評価を行うこと。

③ 造成等の工事や維持管理によって発生する廃棄物の処理についても、同様に、発生量を十分調査した上で、環境に影響を及ぼすことのないよう予測及び評価を行うこと。

④ 造成等の工事において発生する騒音、振動、粉塵についても、対象事業実施区域周辺の住民生活に支障をきたさないよう、調査、予測及び評価を行うこと。

- ⑤ 環境影響評価方法書では変電施設、送電設備等の付属設備の予定場所が記載されていないため、環境影響評価の実施にあたってはその予定場所を具体化した上で、十分な調査、予測及び評価を行うこと。

(11) 住民理解

環境影響評価の調査により得た予測及び評価については、住民説明会を通じて積極的かつ分かりやすい情報提供を行い、住民の不安を取り除くとともに、十分な理解を得ること。

(12) その他

- ① 環境影響評価の調査や工事を実施する上で、遺跡・遺物が発見された場合は、速やかに阿武町教育委員会へ届け出ること。
- ② 造成等の施工や維持管理にあたっては、できる限り地元企業等に発注することや、住民説明会等で意見があったように、例えば、風力発電施設が観光資源としての活用の可能性なども視野に入れ、本事業が単に再生エネルギーの推進だけでなく、地域の活性化に寄与できる事業となることも検討すること。
- ③ 環境影響評価方法書の住民説明会等の中で、風力発電施設の稼働後は、特別目的会社に権利を譲渡とすることであるが、今後、その特別目的会社の会社概要を明らかにするとともに、事業期間が20年と長期に渡るため、風力発電施設の稼働後の施設や作業用道路等については、適切な維持管理を実施すること。

また、特別目的会社の経営状況により事業継続が困難になった場合の対処や事業期間の終了後における施設の撤去や撤去後の環境影響等については、事業実施者において対策を講じておくこと。

さらに、事業終了後の風力発電施設の敷地の処置については、土地所有者に説明し、十分に理解を得ておくこと。